

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりソーシャルローン・フレームワーク評価結果を公表します。

社会福祉法人光の森学園

ソーシャルローン・フレームワーク

新規

総合評価

Social 1(F)

ソーシャル性評価
(資金使途)

s1(F)

管理・運営・
透明性評価

m1(F)

借入人

社会福祉法人光の森学園

評価対象

社会福祉法人光の森学園
ソーシャルローン・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶ 1. 社会福祉法人光の森学園の概要

社会福祉法人光の森学園は、1992 年に北海道札幌市に設立された社会福祉法人である。知的障がい者を対象とした障がい者支援施設「光の森学園」、障がい者が日中活動を行う場である生活介護事業所、知的障がい者を対象としたグループホーム、認可保育所、放課後等デイサービス、ナーシングホームの運営を行っている。

知的障がい者支援のための施設運営を主たる業務としており、グループホームは 14 拠点、生活介護事業所は 3 拠点運営されており、2025 年 3 月末現在で 231 人が当該施設を利用している。

▶▶▶ 2. 光の森学園の ESG 経営及びサステナビリティに向けた取り組み

光の森学園は、今般資金使途の対象となる日中支援サービス型のグループホームが創設される前から、重度の障がい者を対象とした入所施設「光の森学園」を運営し、障がい者と向き合ってきた。

日中サービス支援型のグループホームが制度化された後、光の森学園ではグループホームを取得し、ノーマライゼーション及び地域移行の観点から、「光の森学園」の入所者の約 9 割を 7 年間にかけてグループホームに移行させた。光の森学園では、生活介護事業所 3 施設のうち 2 施設で、広い体育館を併設しており、利用者の個性に合わせた運動を促している。光の森学園は、入居者の QOL 向上を目的の一つとして施設運営を行っているが、これらの施設及び取り組みにより、入所施設にいた際はできなかったことができるようになる、身体機能が改善する等、入居者に良い変化がみられるようになっている。

光の森学園では、事業のほぼ全てが障がい者のための施設運営を目的としており、事業全体がソーシャル性を有すること、社会福祉法人という形態で職員数は約 400 名いるものの本部機能に相当する部門においては 20 人弱のみで構成されていることより、サステナビリティの専門部署は存在しないが、理事長を含め従事者全てが運営対象の施設に対して専門知識を有している。

▶▶▶ 3. ソーシャルローン・フレームワークについて

今般の評価対象は、光の森学園がソーシャルローンにより調達する資金を、社会的便益を有する資金使途に限定するために定めたソーシャルローン・フレームワーク（本フレームワーク）（本評価対象）である。JCR では、本フレームワークが、「ソーシャルローン原則¹」、「ソーシャルボンドガイドライン²」及び SDGs に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。また、本評価対象はローンを対象としたフレームワークであるものの、ソーシャルボンド原則³においては、ソーシャルボンドの資金使途及びその社会改善効果（インパクト）と、国際的な持続可能性に係る目標や各国の政策との整合性を重視していることから、本評価対象においても、ICMA が策定した SDGs とソーシャルプロジェクト分類のマッピング⁴を評価における参照指標とする。

光の森学園は本フレームワークにおける資金使途を、グループホームを始めとした障がい者施設の改修・建設・取得としている。資金使途の対象となる施設の改修・建設・取得に当たっては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。以上より、JCR は本フレームワークにおける資金使途について、社会的便益をもたらす事業であると評価している。

資金使途の対象は、経営陣が関与した上で選定されていること、調達した資金の管理方法は明確に定められ、管理プロセス、内部統制ともに適切に実施される予定であること、レポートニングに関し、ウェブサイト上及び貸付人に対し必要な事項が開示される予定であることから、JCR は光の森学園における管理運営体制が確立されており、透明性を有すると評価している。

この結果、本フレームワークについて JCR ソーシャルファイナンス評価手法に基づき、「ソーシャル性評価（資金使途）」を“s1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR ソーシャルロ

¹ Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Social Loan Principles 2025"
<https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>

² 金融庁 「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」
<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

³ International Capital Market Association (ICMA) "Social Bond Principles 2023"
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

⁴ ICMA "Green, Social and Sustainability Bonds: A High-Level Mapping to the Sustainable Development Goals"
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/mapping-to-the-sustainable-development-goals/>

ーン・フレームワーク評価」を“Social 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「ソーシャルローン原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を十分に満たしているほか、SDGs 及び政府の SDGs 目標に対する具体的施策にも合致している。

目次

■評価フェーズ 1：ソーシャル性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトの社会的便益について
2. 環境・社会に対する負の影響について
3. SDGs との整合性について
 - (1) ICMA の SDGs マッピングとの整合性
 - (2) SDGs アクションプラン及びソーシャルボンドガイドラインとの整合性

■評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ 3：評価結果（結論）

評価フェーズ 1: ソーシャル性評価

s1(F)

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

本項では、最初に、調達資金が明確な社会的便益をもたらすソーシャルプロジェクトに充当されるかを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

光の森学園が本フレームワークで資金使途とした障がい者向けグループホーム、障がい者用施設は、障がい者に対するエンパワーメントに貢献し得るプロジェクトであり、社会的意義が高いとJCRでは評価している。

資金使途にかかる本フレームワーク

ソーシャルローンで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たす設備の取得資金、もしくはリファイナンスに充当する予定です。

[適格クライテリア]

グループホーム、障害者用施設の改修・建設・購入資金

【本フレームワークに対する JCR の評価】

1. プロジェクトの社会的便益について

(1) 資金使途 1: グループホーム、障がい者用施設の改修・建設・購入資金

資金使途 1 は、光の森学園が運営を予定するグループホーム等障がい者用施設の改修・建築・購入資金である。本資金使途は、ソーシャルローン原則及びソーシャルボンドガイドラインの適格ソーシャルプロジェクト事業区分のうち、「障がい者」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス（教育と訓練）」及び「社会経済的向上とエンパワーメント」に貢献する事業に該当する。

グループホーム⁵とは、障がい者が必要な支援やサポートを受けながら、共同生活をおこなうことができる住まいのことを指す。2000 年に障害者自立支援法のサービスとして位置づけられてから、入所施設や精神科病棟等からの地域移行を推進するために整備が進められてきた。入所施設との違いとして、グループホームは障がい者が介護者の支援を受けながら、地域に暮らすことが特徴となっており、日中には働きに出る、もしくは生活介護事業所等障がい者が制作活動、清掃、運動等の

⁵ グループホームは認知症患者を対象とした施設としても使われうるが、本評価レポートにおいては障がい者向けのグループホームのみを対象とする。

日中活動を行う場に出かけることが想定されている。グループホームで生活することにより、障がい者の地域生活へ移行することが可能になり、障がい者個人の自立に寄与する。

2012 年度には、障がい者の重度化・高齢化が進んでいることに鑑み、報酬改定において、重度障がい者に対応する日中サービス支援型のグループホームが創設され、3 種類のグループホームが存在する（表 1）。このような背景を踏まえ、3 種類のグループホームにおいて、日中サービス支援型はより多くの支援を必要とする障がい者の入居割合が高くなっている（図 1）。

表 1：グループホームの概要⁶

	外部サービス利用型	介護サービス包括型	日中サービス支援型
利用対象者	障がい者区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	外部の居宅介護事業所に委託	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供
事業所数	1,223 事業所	10,631 事業所	809 事業所 (2018 年 4 月～)
利用者数	14,913 人	146,402 人	11,586 人 (2018 年 4 月～)

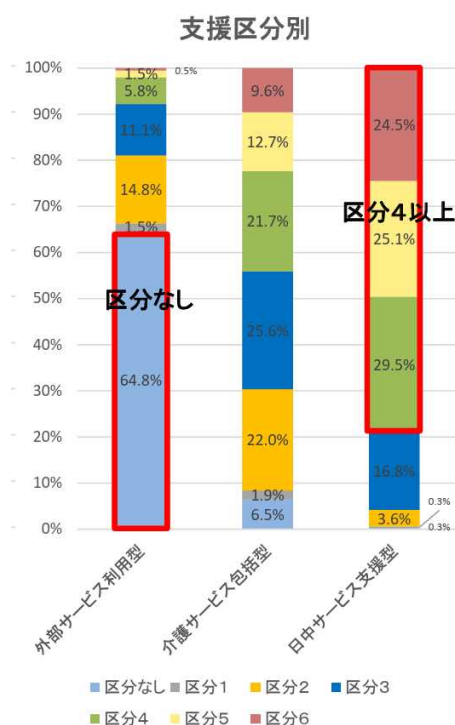


図 1：支援区分別グループホーム利用者数⁷

⁶ 厚生労働省 共同生活援助に係る報酬・基準について《論点等》より JCR 作成

⁷ 厚生労働省 共同生活援助に係る報酬・基準について《論点等》

光の森学園は、重度の知的障がい者を主な入居対象として、障がい者施設及びグループホームを運営している。運営している 14 棟のグループホームは全て日中支援サービス型である。2024 年 2 月末現在の入居者（248 名）は、6 段階ある障害者支援区分⁸のうち、最も支援を必要とする支援区分 6 が 123 名（49.6%）、支援区分 5 が 78 名（31.4%）、支援区分 4 が 47 名（19%）となっている。

また、光の森学園は障がい者が日中活動を行う場である生活介護事業所も 3 棟運営している。原則として、光の森学園のグループホームに入居する障がい者が想定の利用者となっており、グループホームの開発・取得計画及び当該開発により期待される入居者の増加に対応して建設することを企図している。

光の森学園は、今後も重度の知的障がい者を対象として日中サービス支援型のグループホームを増やしていくこととしている。対象となる施設は土地から購入して建設するケース、他用途に用いられていた施設を改修するケース、他者から譲り受けるケース等が想定されている。併せて、本フレームワークでは生活介護事業所の建設資金を調達することも想定されている。

光の森学園が取得を企図している日中サービス支援型のグループホームは、新設された制度に基づき導入されたことから、事業者数及び利用者数は他のグループホームと比べ少ないが、グループホームの利用者数が増加傾向にあることを踏まえると、今後も引き続き必要であり重要度の高い、社会的便益のある施設であると考えることができる。また、生活介護事業所についても、日中の活動を行える障がい者にとって必要不可欠な場であり、その社会的意義は大きい。

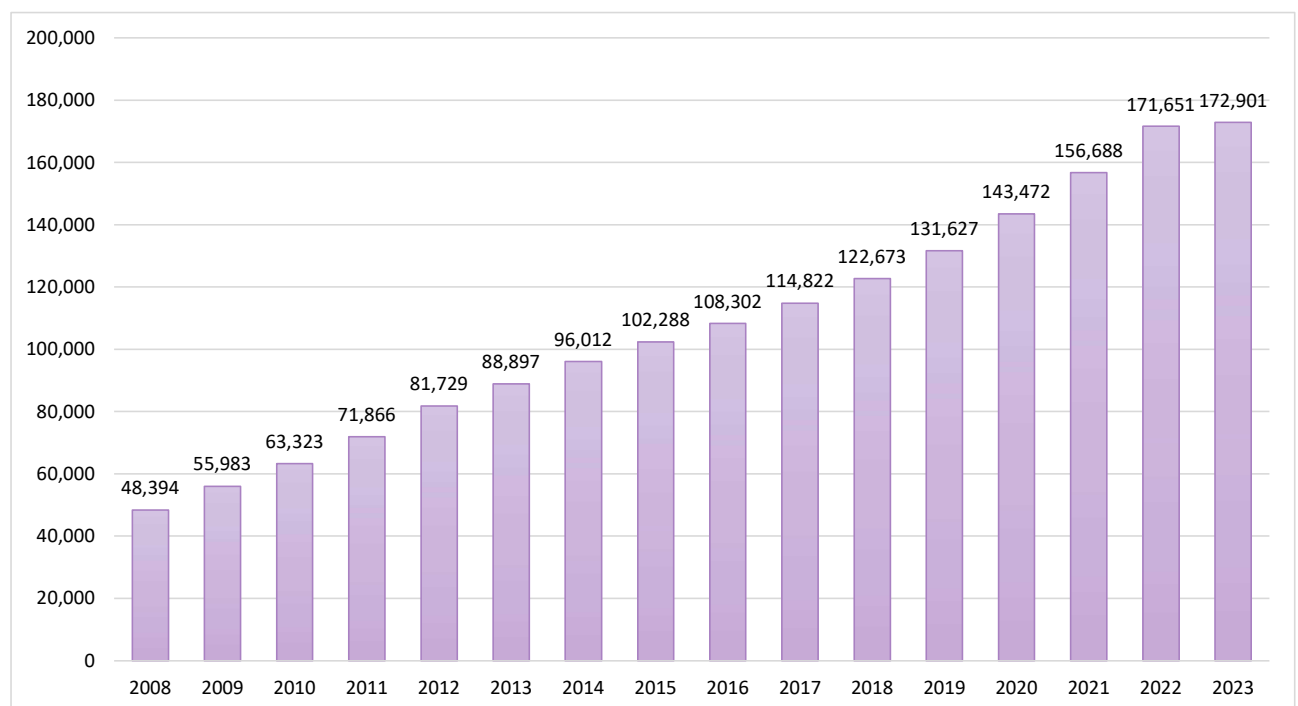


図 2：障がい者向けグループホーム 利用者数の推移（縦軸単位：人、横軸単位：年）⁹

⁸ 障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分。

⁹ 厚生労働省 共同生活援助に係る報酬・基準について《論点等》より JCR 作成

以上より、JCR は本フレームワークの資金使途が障がい者における生活の拠点であり、自立支援のために重要なプロジェクトであると評価している。

2. 環境・社会に対する負の影響について

光の森学園では、本プロジェクトがもたらしうる負の影響として、建設工事を行う場合の工事に伴う騒音及び振動並びに周辺住民への影響等を特定している。各々のリスク発現を最小限にとどめるため、施工業者による適切な工事の実施の確認を行うこと、周辺住民への事前の説明を行うことを想定している。施設の運営に際しては、職員への研修及び啓発活動の実施により施設利用者に対しての不適切な行為を防ぐ仕組みを構築している。また、トラブルが発生した場合の連絡体制が確立されており、必要に応じ消防・警察等の外部関係者を含め速やかに状況が連携されるようになっている。

以上より、本フレームワークの資金使途の対象となるプロジェクトについて、環境・社会的リスクの特定及び回避策・緩和策の策定が適切に手当てされていると JCR は評価している。

3. SDGs との整合性について

(1) ICMA の SDGs マッピングとの整合性

資金使途の対象となるプロジェクトは、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



目標 10：人や国の不平等をなくそう

ターゲット 8.3 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

(2) SDGs アクションプラン及びソーシャルボンドガイドラインとの整合性

資金使途の対象となるプロジェクトは、金融庁がソーシャルボンドガイドラインで例示した「SDGs アクションプラン等を踏まえた社会的課題」のうち以下の項目に整合していることを確認した。

「SDGs 実施指針」の8つの優先課題及び関連する具体的な取組案		
優先課題： 1. あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現		ターゲット
共生社会の実現に向けた障害者施策の推進	障害者基本法及び障害者基本計画に基づき、地方公共団体等の様々な主体と連携を図りつつ、障害者施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を図る。加えて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一層の浸透に向けた各種の普及啓発など、障害者差別の解消に向けた取組を実施する。	      

評価フェーズ 2: 管理・運営・透明性評価

m1(F)

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、ソーシャルプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等の開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、ソーシャルプロジェクトの選定基準、プロセスについて、専門知識をもつ部署及び経営陣が適切に関与していると判断している。

1. 目標

光の森学園は、基本理念として障がい者施設の利用者に対する尊重及び支援を掲げている。また、「私たちの約束」において、専門的な知見を持ち、地域と共生を図りながら、施設利用者である障がい者等に寄り添い、自立支援をサポートすることを目指している。

本フレームワークにより調達したローンで取得することが想定される障がい者施設により、障がい者の自律的な生活を推進することに寄与することができる。以上より、本フレームワークを参照しソーシャルローンを実行することは、光の森学園の掲げる目標と整合的であると JCR は評価している。

光の森学園 基本理念

01. 利用者さま一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、本人の尊厳や利益が損なわれないよう、自立に向けて支援することを責務とします。
02. 利用者さまの人権擁護に勤め、人格や行動を受容し人として平等な立場で支援します。

光の森学園 「私たちの約束」

個別ニーズへの対応

利用者さま一人ひとりの特性や希望を深く理解し、個別のニーズに合わせたきめ細かな支援を提供します。

自立支援の促進

日常生活や就労などにおいて、利用者さまの自立を促進するためのプログラムや環境づくりに取り組みます。

地域社会との共生

利用者さまが地域社会の一員として活躍できるよう、地域との交流や連携を積極的に推進します。

専門性の向上

職員の専門知識や技術の向上に継続的に取り組み、最新の福祉サービスを提供します。

透明性の確保

運営の透明性を高め、利用者さまやご家族、地域社会からの信頼を築きます。

2. 選定基準

本フレームワークにおける適格クライテリアは、本レポートの評価フェーズ 1I で記載の通りである。JCR はプロジェクトの選定基準が適切であると評価している。

3. プロセス

プロセスにかかる本フレームワーク

プロジェクト選定関与者

調達資金の使途となるプロジェクトは、理事会、評議会により適格クライテリアへの適合が検討され、評価および選定が行われる。

プロジェクト選定プロセス

対象となるプロジェクトを資金使途としてソーシャルローンによる資金調達を行うことは、以下のプロセスを経て承認される。

- ① 理事長によって検討、評価、選定を行い、起案。
- ② 理事会にて協議。
- ③ 評議員会にて承認。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

ソーシャルローンの資金使途の対象となるプロジェクトの選定にあたっては、理事長によって選定されたものが、光の森学園における理事会の協議及び評議員会の承認を経て決定される。理事会は理事 7 人から構成されており、資金調達をはじめとした業務執行の決定を行う合議体となっている。評議員会は評議員 7 人（2024 年 4 月 1 日現在）から構成されており、社会福祉法人の重要事項の決定機関であり、法人運営の監督機能を有する合議体となっている。JCR は本フレームワークで定めるプロジェクトの選定プロセスについて、光の森学園の経営陣が適切に関与していると評価している。

光の森学園のソーシャルローンに関する目標、選定基準及びプロセスについては本評価レポート、などにて開示される。また、光の森学園は、ソーシャルローン実行時に対象プロジェクト等に関する開示を金銭消費貸借契約書などで行うことを予定している。したがって、貸付人に対する透明性は確保されていると考えられる。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本項では、本評価対象に基づき調達された資金が確実にソーシャルプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象に基づき調達した資金が、早期にソーシャルプロジェクトに充当される予定となっているか、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、光の森学園の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク

調達資金の充当計画

ソーシャルローンによって調達した資金は速やかに資金使途の対象となるプロジェクトの取得資金として充当される。

調達資金の追跡管理の方法

ソーシャルローンによって調達した資金は専用の口座に入金された後、設備取得のために調達したローンのリファイナンスのタイミングで、事務長が入金口座から、返済のための送金を行う。

送金に際しては理事長への事前の承認かつ事後の報告を行うことが必要とされている。

また、期中の資金管理に関しても、事務長により会計システム（PC ネット）を用いて行われる。

追跡管理に関する内部統制および外部監査

上記の追跡管理に関しては、毎月、内部監査担当・専属公認会計士による内部監査を受ける予定。年に一度、札幌市による財務監査・法人運営により外部からの監査も行われる仕組みとなる。

未充当資金の管理方法

調達資金の充当が決定されるまでの間は、調達資金は現金または現金同等物にて管理する。

全額充当後においても、評価対象の借入金が返済するまでに資金使途の対象となる資産が売却または毀損などにより、資金使途の対象から外れる場合、適格クライテリアを満たすプロジェクトの取得資金もしくは取得資金のリファイナンスに充当する。

本フレームワークに対する JCR の評価

ソーシャルローンによる調達資金は、光の森学園によって作成される事業計画に即し、原則として速やかに資金使途の対象となるプロジェクトに充当されることが想定されている。調達資金の全額が充当されるまでの間は、当該調達資金は現金又は現金同等物にて管理される。

調達された資金は、予め決められた担当者により、光の森学園内部のシステム上で追跡管理される。追跡管理結果は理事長によって確認がなされる体制となっている。

調達資金の資金管理については、内部監査及び外部からの監査の対象となっている。調達資金の管理に関する書類は、ソーシャルローンの返済まで保存されるきまりとなっている。

ソーシャルローンの返済までに資金使途の対象となるプロジェクトが資金使途の対象から外れる場合、光の森学園は適格クライテリアを満たす代替のプロジェクトに充当することを想定している。

以上より、JCR では、光の森学園の資金管理体制が適切に構築されていると評価している。また、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

III. レポーティング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、光の森学園のレポーティングについて、資金の充当状況及び社会的便益の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポーティングにかかる本フレームワーク

<資金の充当状況に係るレポーティング>

ソーシャルローンのプロジェクトへの充当額。また調達時点で未充当資金がある場合、充当計画。

<インパクトレポーティング>

当社 HP 上にて、以下の項目を年次で開示予定。また当社広報誌にても都度開示予定。

アウトプット

プロジェクト概要

アウトカム

許容受入人数

インパクト

令和 7 年度末までに利用者数を 247 名から 270 名にする。

そして令和 8 年度までに 285 名、令和 9 年度には 300 名を目指す。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

資金の充当状況に係るレポーティング

光の森学園は、ソーシャルローンにより調達した資金の充当状況について、本フレームワークに定める内容を年次でウェブサイト上に開示する予定としている。また、調達資金の全額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、貸付人に対して報告することを予定している。

社会的便益に係るレポーティング

光の森学園は、ソーシャル適格事業の社会的便益に関するレポーティングとして、本フレームワークに定める内容を年次でウェブサイト上等で開示する予定としている。これらの開示項目には、

資金使途の対象となる施設の受入人数等の定量的な情報が含まれており、当該施設の社会的意義を示すのに十分であると JCR は評価している。

以上より、JCR では、光の森学園によるレポーティング体制が適切であると評価している。

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナブルファイナンス実行方針・プロセス、ソーシャルプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、光の森学園の経営陣がサステナビリティに関する問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけ、専門性を持って業務運営にあたっていると評価している。

光の森学園は、今般資金使途の対象となる日中支援サービス型のグループホームが創設される前から、重度の障がい者を対象とした入所施設「光の森学園」を運営し、障がい者と向き合ってきた。

日中サービス支援型のグループホームが制度化された後、光の森学園ではグループホームを取得し、ノーマライゼーション及び地域移行の観点から、「光の森学園」の入所者の約 9 割を 7 年間をかけてグループホームに移行させた。光の森学園では、生活介護事業所 3 施設のうち 2 施設で、広い体育館を併設しており、利用者の個性に合わせた運動を促している。光の森学園は、入居者の QOL 向上を目的の一つとして施設運営を行っているが、これらの施設及び取り組みにより、入所施設にいた際はできなかったことができるようになる、身体機能が改善する等、入居者に良い変化がみられるようになっている。

光の森学園では、入居者のみならずグループホームを建設する周辺地域との共存共栄を目指しており、周辺地域に対しては、通勤補助や買い物サポート、除雪や屋根の雪下ろし、または生活介護事業所で作ったお菓子等の児童施設への寄贈等の働きかけを行っている。一部のグループホームにおいては、周辺が過疎化・高齢化が進んでおり、地域住民及び地域に対して行き届きにくいサポートの提供に貢献している側面もある。また、これらの働きかけにより障がい者が地域で生活しやすくなることに間接的に貢献していると考えられる。

光の森学園では、事業のほぼ全てが障がい者のための施設運営を目的としており、事業全体がソーシャル性を有すること、社会福祉法人という形態で、職員数は約 400 名いるものの本部機能に相当する部門においては 20 人弱のみで構成されていることより、サステナビリティの専門部署は存在しないが、理事長を含め従事者全てが運営対象の施設に対して専門知識を有している。また、光の森学園の実施事項に関しては外部における専門的知見を有する人から構成される評議員制度があり、光の森学園の運営に対してけん制機能が働いている。この他に、自治体の障がい者施設運営の専門部署と情報交換を行う等しており、光の森学園の施設運営に生かしている。

以上より JCR では、光の森学園の経営陣がサステナビリティに関する問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけ、専門性を持って業務運営にあたっていると評価している。

評価フェーズ 3: 評価結果 (結論)

Social 1(F)

本フレームワークについて、JCR ソーシャルファイナンス評価手法に基づき、「ソーシャル性評価 (資金使途)」を“s1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR ソーシャルローン・フレームワーク評価」を“Social 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「ソーシャルローン原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしているほか、SDGs 目標及び政府の SDGs 目標に対する具体的施策にも合致している。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
ソ ー シ ャ ル 性 評 価	s1(F)	Social 1(F)	Social 2(F)	Social 3(F)	Social 4(F)	Social 5(F)
	s2(F)	Social 2(F)	Social 2(F)	Social 3(F)	Social 4(F)	Social 5(F)
	s3(F)	Social 3(F)	Social 3(F)	Social 4(F)	Social 5(F)	評価対象外
	s4(F)	Social 4(F)	Social 4(F)	Social 5(F)	評価対象外	評価対象外
	s5(F)	Social 5(F)	Social 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・任田 卓人

本評価に関する重要な説明

1. JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所 (JCR) が付与し提供する JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価は、ソーシャルファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な社会貢献度及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきソーシャルファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、社会に及ぼす改善効果について責任を負うものではありません。ソーシャルファイナンス・フレームワークにより調達される資金が社会に及ぼす改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてソーシャルプロジェクトに該当する場合に限り、ソーシャルエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR ソーシャルファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR ソーシャルファイナンス評価は、評価の対象であるソーシャルファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR ソーシャルファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR ソーシャルファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR ソーシャルファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR ソーシャルファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価：ソーシャルファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該ソーシャルファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Social 1(F)、Social 2(F)、Social 3(F)、Social 4(F)、Social 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル